

改正特許法成立・公布! 新・特許異議申立制度の解説

日時
平成 26年 9月2日 (火)
10時～16時10分 (開場9時30分)

特許庁で法改正作業に従事した講師が詳説!

平成26年3月11日に閣議決定された「特許法等の一部を改正する法律案」は、第186回通常国会に提出され、4月2日に参議院本会議で可決された後、4月25日に衆議院本会議で可決されて成立し、5月14日に法律第36号として公布されました。

本セミナーでは、今回の法改正により創設された「特許異議申立制度」について、特許庁で法改正作業に従事した講師が、分かりやすく解説いたします。

まず、特許異議申立制度の手続の流れに沿って、全体を詳細にご説明いたします。次に、制度の位置付けについて理解を深めていただくため、我が国における瑕疵ある特許を見直す制度の変遷について簡単にご説明した後、平成15年特許法改正により廃止された旧特許異議申立制度と新特許異議申立制度を比較し、さらに、特許無効審判制度と特許異議申立制度を比較し、それらの異同を解説いたします。また、今回の法改正では特許異議申立制度の導入に伴って、特許無効審判の請求人適格が利害関係人に限定されましたので、この点についても解説いたします。

日本弁理士会会員の皆様へ

(一財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。
この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。
この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講師：弁護士法人 御堂筋法律事務所 弁護士 高畑 豪太郎 氏

参加料：各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会員・ 知財会員	特許ニュース 購読者	一 般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

場 所：

銀座会議室(三丁目)6階C室

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル
(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口
より徒歩約2分)

改正特許法成立・公布! 新・特許異議申立制度の解説 アジェンダ

1. 新特許異議申立制度の手続と改正条文の解説
2. 我が国における瑕疵ある特許を見直すための制度の変遷
3. 旧特許異議申立制度と新特許異議申立制度との比較
4. 特許無効審判制度と特許異議申立制度の比較
5. 特許無効審判の請求人適格と特許異議申立制度の申立人適格

最新のセミナー情報がご覧になれます

<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索

「改正特許法成立・公布! 新・特許異議申立制度の解説」参加申込書 (H26.9.2開催)

ご所属名	電話
	F A X
	E-mail
ご住所 〒	
参加者	
お名前	部署名
お名前	部署名
お名前	部署名
備考欄	
申込先	FAX : 03-3535-4884 E-mail : seminar@chosakai.or.jp
	一般財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881